

地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 「久留米昌普久苑」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(久留米指定 第 4091601494 号)

当施設はご契約者に対して指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目次

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
7. 残置物引取人
8. 苦情の受付について
9. 利用者様など意見を把握する体制、第三者による評価実施状況等
10. 高齢者虐待防止について
11. 施設における事故の発生、再発防止について

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 守屋福祉会
- (2) 法人所在地 佐賀県神埼市脊振町鹿路 2290 番地 6
- (3) 電話番号 0952-51-9111
- (4) 代表者氏名 理事長 守屋 昌宣
- (5) 設立年月 平成 12 年 8 月 21 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設・令和 2 年 3 月 10 日 指定
久留米市指定 4091601494
- (2) 施設の目的運営方針
 - ① 施設は、施設サービスに基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその要する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
 - ② 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
 - ③ 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い市町村等保険者（以下「保険者」という。）居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 久留米昌普久苑
- (4) 施設の所在地 福岡県久留米市上津町 1890 番地 1
- (5) 電話番号 0942-22-2660 FAX 0942-22-2661
- (6) 施設長（管理者）氏名 末吉 秋彦
- (7) 開設年月 令和 2 年 3 月 10 日
- (8) 入所定員 29 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、すべて個室です。契約者の心身の状況や居室の空き状況等を考慮して居室を決定しております。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	40室	1ユニット 10室×4ユニット（たんぼぼ、ひまわり、こすもす、つつじ）
合計	40室	
キッチン	4室	ユニット毎に1か所設置
食堂、リビング	4室	ユニット毎に1か所設置
機能訓練室	1室	【主な設置機器】 平行棒、歩行器、アシストサイクル
浴室	5室	一般浴槽（個浴）、特殊浴槽（ストレッチャー型、リフト型）
医務室	1室	

※当施設は、厚生省が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室に関する特記事項：トイレの設置

ユニット毎に2か所、1階と2階の脱衣室に1か所、特殊浴槽(ストレッチャー型)の脱衣室に1か所設置。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費、施設・設備

※介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	16名	3：1
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	2名	2名
5. 機能訓練指導員	兼務1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	非常勤1名	必要数
8. 栄養士	1名	1名
9. 調理員	4名	必要数

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 施設長	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで 常勤で勤務
2. 事務員	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで 常勤で勤務
3. 生活相談員	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで
4. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：00 ～ 16：00 正規： 9：00 ～ 18：00 遅出： 10：00 ～ 19：00 夜間： 17：00 ～ 9：00
5. 看護職員	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで 夜間については、交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。
6. 機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 看護職員が兼務
7. 介護支援専門員	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで
8. 医師	毎週金曜日 14：00 ～ 16：00
9. 栄養士	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで
10. 調理員	早出： 6：00 ～ 15：00 正規： 9：00 ～ 18：00 遅出： 10：30 ～ 19：30

☆土日は上記と異なります。勤務時間は、変更することがあります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き利用者の負担割合に応じた額の差額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 居室の提供

- ・利用者様の状況に応じて入所中のお部屋を変更させて頂く場合がございます。

② 食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂って頂く事を原則としています。

(食事提供時間)

朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：00～18：00

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・ご契約者の心身の状況に応じ、また個人のプライバシーを尊重のうえ、排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- オムツを使用しなければならない場合のオムツは、適宜取り替えるものとします。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第5条参照）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※下表は利用負担額1割の場合（2割、3割の方は下表の3のサービス利用にかかる自己負担額がそれぞれ2割の方は2倍、3割の方は3倍での計算となります。詳細は別紙料金表にて）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
2. うち、介護保険から給付される金額	6,138 円	6,777 円	7,452 円	8,109 円	8,739 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	682 円	753 円	828 円	901 円	971 円
4. 居室に係る自己負担額	2,066 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,445 円				
6. 看護体制（1）加算	12 円				
7. 栄養マネジメント加算	11 円				
9. 自己負担額合計（3+4+5+6+7）	4,216 円	4,287 円	4,362 円	4,435 円	4,445 円

☆介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

1か月の利用総単位数（送迎・療養加算含む）×0.136（小数点第一位を四捨五入）

☆協力医療機関連携加算

令和6年度は1か月ごとに100単位。令和7年度からは1か月に50単位加算されます。（負担割合証が2割の方は200単位。3割の方は300単位となります）

☆対象者によっては、栄養マネジメントに伴う療養食加算（1食6円）をいただくことがあります。療養食の内容として、糖尿病や貧血等があります。

※又、入所から30日間は（月跨ぎあり）初期加算（1日30円/1割）や入院時や外泊時は外泊時加算（1日246円）を頂いています。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

□ 当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

第1段階	： 300円（食費）	880円（居住費）
第2段階	： 390円（食費）	880円（居住費）
第3段階①	： 650円（食費）	1,370円（居住費）
第3段階②	： 1,360円（食費）	1,370円（居住費）
第4段階	： 1,445円（食費）	2,066円（居住費）

<介護保険負担限度額段階>

第1段階	市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者または生活保護費受給の方
第2段階	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階①	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
第4段階	上記以外の方

(2) (1) 以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪・美容サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回 1,800円 カットのみの料金の場合（令和6年8月1日現在）

③貴重品の管理

貴重品管理サービスを行っております。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設金庫にて保管している預り金（現金）の保管管理。

○管理する物品：預り金（現金）、各保険証（マイナ保険証、資格確認証）等、その他。

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・当初のお預かりに関しては当苑規定の届出書（委任状・預かり証）を提出して頂きます。預かり証に関しては預かり金持参時には都度『預かり証』の提出をお願いします。
- ・保管管理者は届け出の内容に従い、現金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は毎月領収証付用途別の『入出金額・残金証明書』を発行交付すると共に、『出金及び支払い確認書』を発行し預り金の出金に関して家族確認の後、サインを頂きます。
- ・退所等における預り金の返却には、『預り金返却書』を発行し、署名後に預り金の返金となります。

○事務費手数料：月 1,000 円（毎月の請求書に加算いたします。）

職員が、預り金の入出金の帳簿、各利用料金入金確認への移動や手続き、ご家族様への報告、等々の業務の為に、月間 30 時間以上費やすと見込まれます。

その為、当施設では、事務費として手数料を月額 1,000 円請求させて頂いております。また、月の途中で退所等された場合には、日割にて計算させて頂きます。

○テレビ持込される方は、月 1,000 円（毎月の請求書に加算いたします。）

テレビをお持ちの場合、仮にテレビを 24 時間使い続けるとテレビの消費電力量にはますが、月の電気料が 1,000 円～1,500 円と予測されます。

その為、当施設では、テレビを持ち込みになられた入所者様へ月額 1,000 円の電気料を請求させて頂いております。

○マイナンバーカードについて：鍵の付いた場所での保管とし、健康保険証として顔認証機能でのご利用となります。暗証番号に関してはご家族での管理をお願い致します。

④レクリエーション、クラブ活動

当施設では、必要な共用娯楽施設を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとする為、適宜レクリエーション行事を企画します。

利用料金：（材料代等の実費を頂く事もあります。）

<例>主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	1日ーお正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。）	
2月	3日ー節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	3日ーひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	
4月	上旬ーお花見（近くの公園など、その桜の下でお花見をします。）	

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂く事もあります。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂く事が適当であるものにはかかる費用をご負担頂きます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦入所契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は 10 割負担となります。

(1日あたり)

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更の内容と変更する事由について、(原則 2 か月前に)事前にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 5 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算しご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：福岡銀行、その他 郵便局	(入苑者名義口座) (入苑者名義口座)
------------------------------------------------	------------------------

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	姫野病院
所在地	福岡県広川町大字新代 2316 番地
電話番号	0943-32-3611

②協力歯科医院

医療機関の名称	さくら歯科医院
所在地	久留米市東町 28 番地 1
電話番号	0942-37-0667

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所して頂く事になります。（契約書第13条参照）

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(ア) 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
(イ) 要介護3以上で入所されたご契約者が要介護認定により要介護1・2と判定された場合（平成27年4月1日より）</p> <p>③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに退所届をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご契約者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所して頂く事があります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について* (契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1か月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院について、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

[入院期間中の利用料金]

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意頂く場合には、所定の利用料金をご負担頂く必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取って頂きます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担頂きます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 末吉 秋彦（施設長）
- 苦情受付担当者 中村 恵（生活相談員）
- 第三者委員 立石 哲雄 久留米市上津町 1811-10 090-6422-6915
小柳 直美 久留米市上津町 2192-599 0942-21-9327
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
9:00 ～ 18:00

また、苦情受付ボックスを苑内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

久留米市役所 介護保険課	所在地 久留米市城南町 15 番地 3 電話番号：0942-30-9247 F A X：0942-36-6845
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本 1 3 番 4 7 号 電話番号・092-642-7859 F A X・092-642-7857
福岡県社会福祉協議会	所在地 福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 7 電話番号・092-915-3511 F A X・092-584-3790

9. 利用者などの意見を把握する体制、第三者による評価実施状況等

(1) アンケート調査、意見箱等利用者や家族の意見を把握する取組みを行います。

(2) 必要に応じ、その他機関より第三者評価の実施を行います。

- ・ 直近実施状況 なし
- ・ 評価機関 未定
- ・ 評価の開示 評価実施後、随時開示

○契約後の利用者とその家族には評価実施後、書面にて評価結果の報告を行うものとします。

10. 高齢者虐待防止について

高齢者虐待の発生またはその再発を防止する為、以下の取組みを行います。

- ・ 虐待防止対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底を行います。
- ・ 職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施します。

11. 施設における事故の発生、再発防止について

事故発生防止の為の委員会の開催及び職員に対する研修を実施します。また、安全対策担当者を定め、適切に実施します。

令和 年 月 日

指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 久留米昌普久苑

説明者 職名
氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

契約者 住所

氏名

(続柄)

連帯保証人 住所

氏名

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第34号（平成18年3月14日）第3条7の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 2,221.26㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 令和2年3月10日指定福岡県4071606927号

定員11名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。2名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。(看護職員が兼務しております)

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。

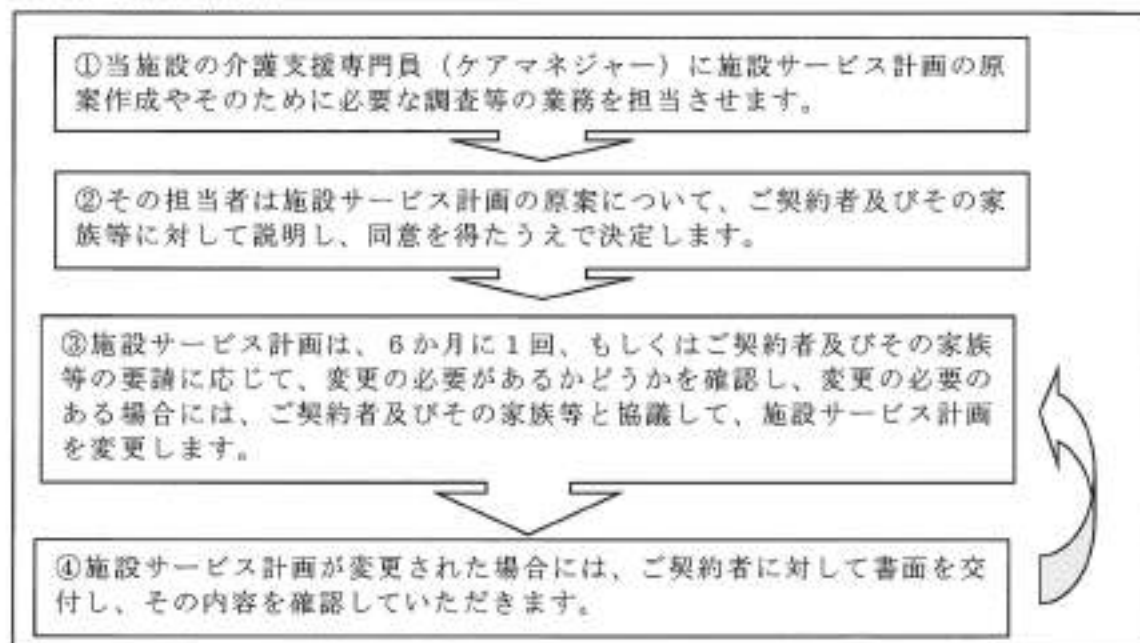
医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師(嘱託医)を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
日常生活に支障をきたすと思われるもの。(ペット、針、カッター等…)

(2) 面会

面会時間 9:00～18:00 (それ以外の時間については応相談)

※来訪者は、面会簿にご記入の上、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、生ものやペット等の持ち込みはご遠慮ください。食べ物持参に関しては必ず職員に確認して下さい。

(3) 外出・外泊 (契約書第 21 条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 9 条参照)

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙は、ご遠慮ください。(全館禁煙です)

(7) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、御家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

6. 損害賠償について (契約書第 10 条、第 11 条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。